

入札心得

(工事および測量業務・建設コンサルタント業務等)

秋田市

(入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、秋田市財務規則その他関係法令および設計書、仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札してください。
なお、電子入札案件にあっては、秋田市電子入札システム運用基準の内容を十分承知のうえ、入札に参加してください。

(入札の参加および辞退)

- 2 入札参加者は、設計図書等をもとに、自ら積算し、指定した方法、時刻および場所で行う入札に臨んでください。入札時刻に遅れた場合は、当該入札案件には参加できません。入札を辞退する場合は、入札の執行前にあっては所定様式の入札辞退届を契約課に提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、開札までに契約課に直接提出しなければなりません。なお、電子入札案件の場合は、入札書の提出締切前に限り、電子入札システムにより入札の辞退を届け出ることもできます。

(公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはなりません。

(入札の方法)

- 4 入札参加者は、入札書を作成し、表に工事名等を表示した封筒に入れ、指定した日時および場所に提出してください。また、代理人により入札するときは、委任状を提出してください。なお、電子入札案件においては、指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出してください。
また、入札書提出時に、工事については工事費内訳書、測量業務・建設コンサルタント業務等については積算内訳書も提出してください。見積内訳明細書の提出を求めた入札案件の場合においては、見積内訳明細書もあわせて提出してください。

(消費税および地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

- 5 入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税課税事業者、免税事業者を問いません。）を記載してください。なお、落札金額および契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）とします。

(紙入札における入札書の数字および記載事項の訂正)

- 6 紙入札の場合において、入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記載してください。

【例】 ¥123,000-

なお、記載事項を訂正するときは、2本線を引き、上部に正書のうえ押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(入札書の引換え等の禁止)

- 7 提出された入札書は、引換え又は変更もしくは取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

- 8 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。
- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認めるとき。
 - (2) 入札の参加者が1人であるとき。
 - (3) その他市長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者の入札
 - (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者の入札
 - (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者の入札
 - (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者の入札
 - (6) 同一の入札について代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札
 - (7) 同一の入札について中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合とその組合員がした入札
 - (8) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
 - (9) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
 - (10) 4に定める提出書類を提出しなかった者又は次のいずれかに該当する提出書類を提出した者の入札
 - ア 入札者の商号もしくは名称の記載のないもの又は記載に誤りがあるもの
 - イ 入札件名の記載のないもの又は記載に誤りがあるもの
 - ウ 入札金額又は内訳書等（工事費内訳書、積算内訳書および見積内訳明細書をいう。以下同じ。）の金額の記載のないもの又は入札金額と内訳書等の合計金額が異なるもの
 - エ 内訳書等に入札金額の内訳のないもの
 - オ 内訳書等の積算内容に重大な誤りがあると認められるもの
 - カ その他重大な不備があると認められるもの
 - (11) 予定価格を事前公表している入札案件において、公表した当該予定価格を上回る金額の入札をした者の入札
 - (12) 最低制限価格を下回る金額の入札をした者の入札
 - (13) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

- 10 開札は、事前に周知した日時に行います。なお、入札者は、開札の立会いができます。紙入札案件で立会う入札者がいない場合には、入札事務に関係のない市職員が立会います。

(落札者の決定)

- 11 落札者は、落札方式別に次のとおり決定します。
- (1) 最低価格落札方式
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、最低制限価格制度を採用する入札の場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。低入札価格調査制度を採用する入札の場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、当該最低価格に次いで低い価格をもって入札した者（当該入札に係る価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。）を落札者とします。

(2) 総合評価落札方式

予定価格の制限の範囲内で、総合評価点の最も高い者を落札者とします。

ただし、低入札価格調査制度を採用する入札の場合においては前号に定めるとおりとします。この場合において、「最低の価格をもって入札した者」とあるのは「総合評価点の最も高い者」、「当該最低価格に次いで低い価格をもって入札した者」とあるのは「当該最高総合評価点に次いで高い総合評価点の者」と読み替えます。

(落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 12 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(入札回数)

- 13 入札回数は、1回とします。

(不調時の措置)

- 14 最低制限価格制度を採用する入札において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいないとき、又は低入札価格調査制度を採用する入札において、全ての入札者が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、改めて指名等をし、入札をします。

(契約書の提出)

- 15 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、契約の意思がないものとみなします。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期限を延長することがあります。

(入札時の見積内訳明細書の取扱い)

- 16 入札時の見積内訳明細書に不適正や不備があった場合は、指名停止等となります。ただし、不適正や不備の内容が、軽微な誤りと認められるものについては、この限りではありません。

(契約締結時の請負代金内訳書の提出)

- 17 工事請負契約の締結時においては、落札者が入札金額を適正に積算したことを確認しますので、契約書の提出時に記名した請負代金内訳書を提出してください。請負代金内訳書を市に提出しないときは、契約を締結しません。

(契約の保証)

- 18 落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1（低入札価格調査を経て契約を

締結する場合にあっては、10分の3)以上の金額を保証する次の各号のいずれかに掲げる保証を付してください。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、必要ありません。また、測量業務・建設コンサルタント業務等の委託契約に限り、次の各号の保証に代えて、契約の履行を保証する保証人をたてることもできます。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 銀行、市長が确实と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (3) 履行保証保険契約の締結
- (4) 公共工事履行保証証券による保証

19 入札公告において役務的保証(工事の完成そのものの保証)を求めている場合は、前項の規定にかかわらず、付保割合を10分の3とする公共工事履行保証証券による保証(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付してください。

(指名停止等)

20 この入札心得に反する行為をした場合、秋田市指名停止措置要綱第2条又は同第13条の規定により、指名停止又は入札参加資格を停止することがあります。

(異議の申し立て)

21 入札者は、入札後この心得その他の入札条件の不知又はその内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。

附 則

- 1 この心得は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 入札心得(秋田市)(平成17年3月11日施行)は廃止する。